

医療機関における 控除対象外消費税に関する調査 報告書

2025年10月29日

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

医療機関における控除対象外消費税に関する報告書を

見ていただくにあたっての留意点について

- ・ この調査の目的は、個別の医療機関レベルでの補填のバラつきや過不足の実態を把握するためである。
- ・ 報告書の中の「調査結果からみた診療報酬上乘せ補填方式の評価」においても触れているが、医療機関の負担増加分を診療報酬に上乘せして補填する現行方式では、5割を超える病院で補填不足が発生している、一方で補填率150%を超える病院もあり、バラツキがあることが分かった。
- ・ ここで注意しなければならないことは補填率が100%を超えている病院もあるが、その要因は診療報酬に上乘せした消費税補填の点数は病院が負担した消費税額を正確に反映したものでなく、診療行為の算定回数によって積算される仕組みのため結果として補填が過剰となっているものもあれば、不足となっているものもある。
- ・ この報告書は、消費税の診療報酬上乘せによる一律の補填方式には限界があること、課税方式を含めて、実情に合わせた補填の方法を検討する必要があることを病院団体として訴えるものである。

<調査概要>

- 調査目的 : 個別の医療機関レベルでの補填のバラつきや過不足の実態を把握するため。
- 調査方法 : 日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会及び全国自治体病院協議会に加盟する病院より、800 病院を抽出し、控除対象外消費税に関してEメールによる調査票配布により実施、回収を行った。
- 調査期間 : 2025 年 5 月 19 日 ~ 6 月 6 日
- 回答数 : 267 病院 (回答率 : 約 33%) 有効回答数 : 259 病院
(調査対象 : 800 病院)

◆今回の調査では 2023 年度の実績値を用いて、診療報酬による消費税増税の補填の状況を推計した。

◆給食用材料費については軽減税率の 8%を用いて計算した。それ以外の課税対象費用については 10%を用いた。

◆病院の分類

病院種別に、療養病床を持たない一般病院 (114 病院)、療養病床の割合が 60%未満 (0%を除く) の一般病院 (73 病院)、療養病床の割合が 60%以上の一般病院 (26 病院)、精神科病院 (46 病院) に分類した。

病床規模別に、199 床以下 (90 病院)、200~399 床 (63 病院)、400 床以上 (106 病院) に分類した。

＜調査結果からみた消費税補填状況の分析＞

1. 補填率の分布状況

- ①259 病院の補填率の平均値は 105.0%で、中央値は 96.1%であった。
- ②補填率の分布状況を見ると、補填率が 100%未満の病院は 136 病院あり、5割以上の病院が補填不足の状態であることがわかる。
- ③一方、補填率が 150%以上の病院もあり、病院により補填の状況が大きく異なっている可能性が示唆された。
- ④今回の結果を病院種別と病床規模別に箱ひげ図で表すと以下となる。

図 1 (参考資料 1～5)

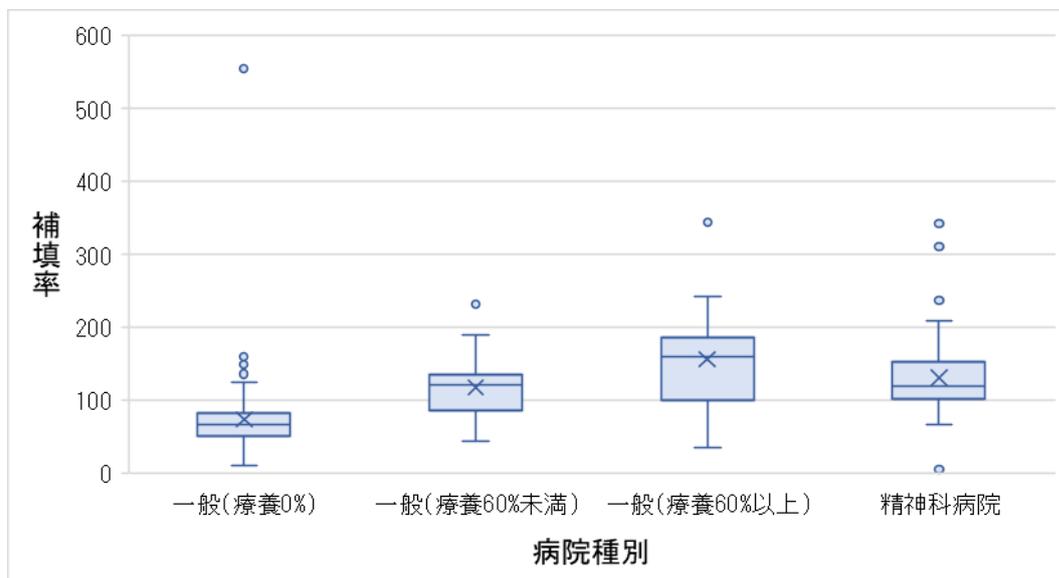
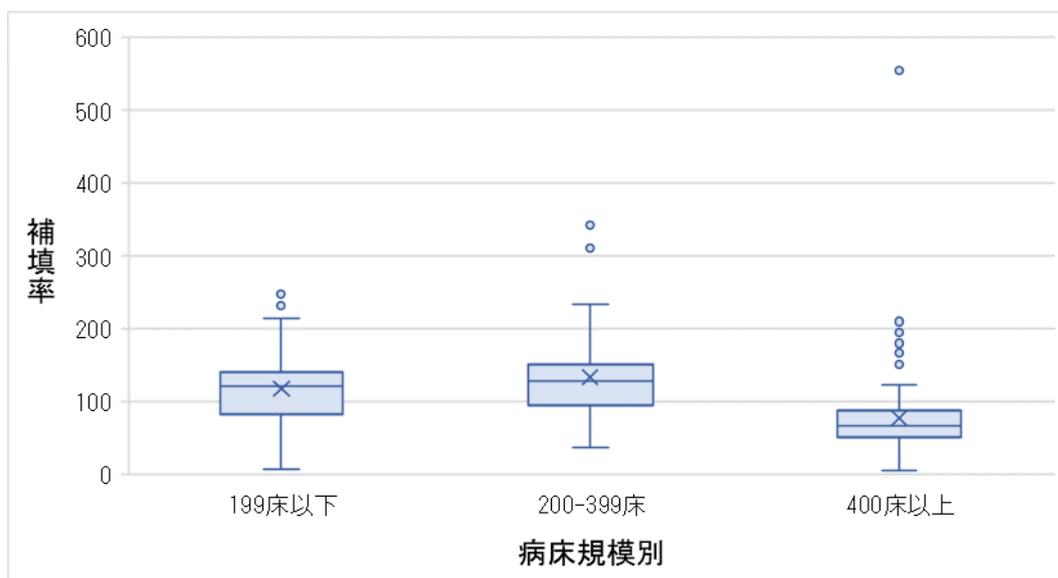


図 2 (参考資料 6~9)



なお、図中の表記は以下のとおりである。

- ・ 箱の中央の線：中央値
- ・ 箱の範囲：四分位範囲
- ・ 箱の上下の端：第一および第三四分位
- ・ ひげの長さ：四分位範囲の 1.5 倍の上下限（外れ値がない場合は、最小値から最大値の長さ）
- ・ ×：平均値
- ・ ○：外れ値

2. 病院種別と補填状況

療養病床を持たない一般病院は平均 74.4%（中央値：67.4%）、療養病床の割合が 60%未満（0%を除く）の一般病院は平均 118.0%（中央値：121.3%）、療養病床の割合が 60%以上の一般病院は平均 156.2%（中央値：159.2%）、精神科病院は平均 131.5%（中央値：119.9%）であり、一般病院では療養病床が少ない病院で補填が不足する傾向が見られた。

3. 病床規模別と補填状況

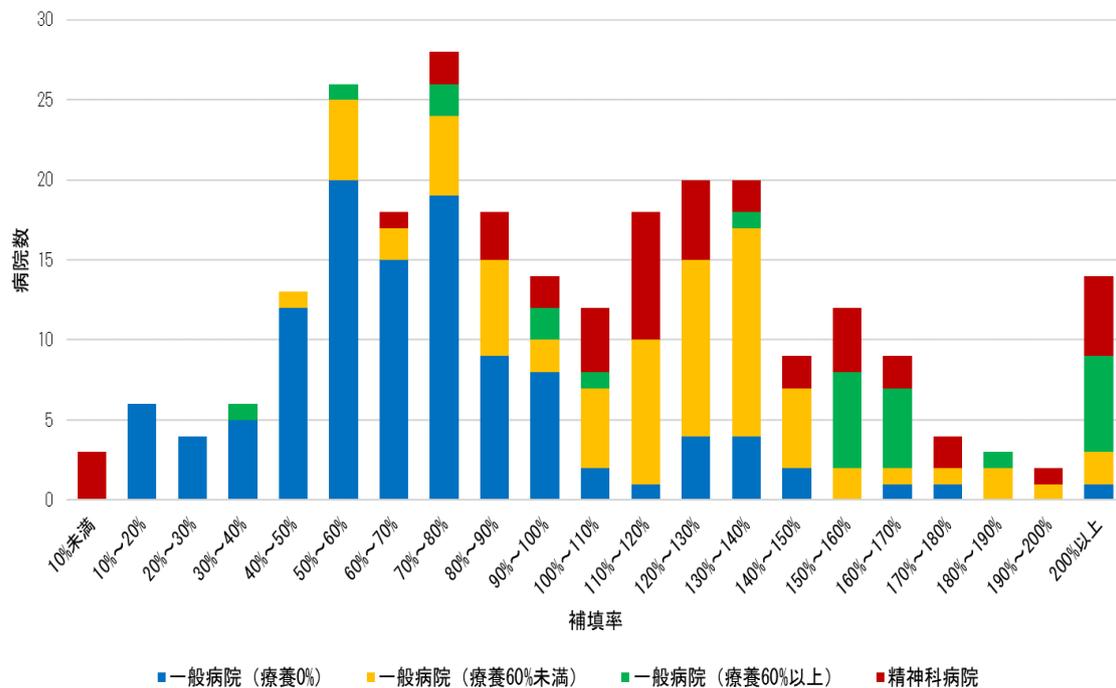
199 床以下は平均 117.7%（中央値：121.7%）、200～399 床は平均 133.8%（中央値：128.5%）、400 床以上は平均 77.1%（中央値：67.4%）と、病床規模の大きい病院で補填が不足する傾向がみられた。

4. 調査結果からみた診療報酬上乘せ補填方式の評価

以上の結果から、医療機関の負担増加分を診療報酬に上乘せして補填する現行方式では、病院数ベースで 5 割を超える病院で補填不足が発生し、さらに 400 床以上の大規模病院および療養病床を持たない一般病院において、特に補填不足となっていることが確認された。一方で補填率 150%を超える病院もあり、診療報酬上乘せによる一律の補填方式には限界がある。課税方式を含めて、実情に合わせた補填の方法を検討する必要がある。

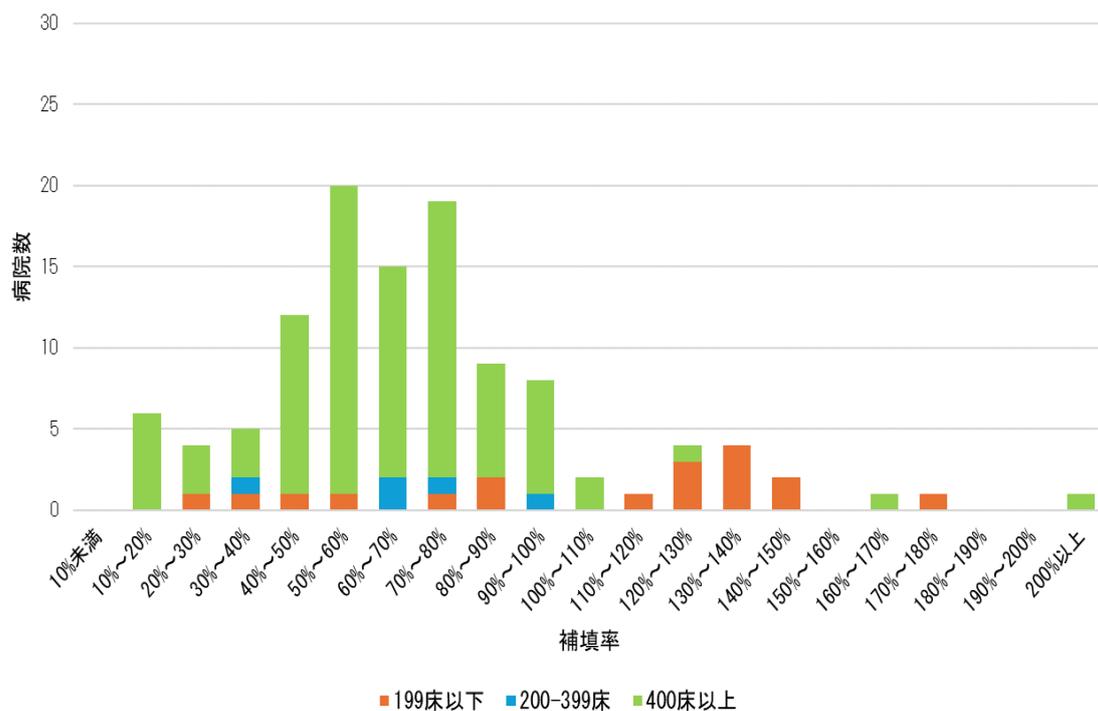
全体（病院種別）

参考資料 1



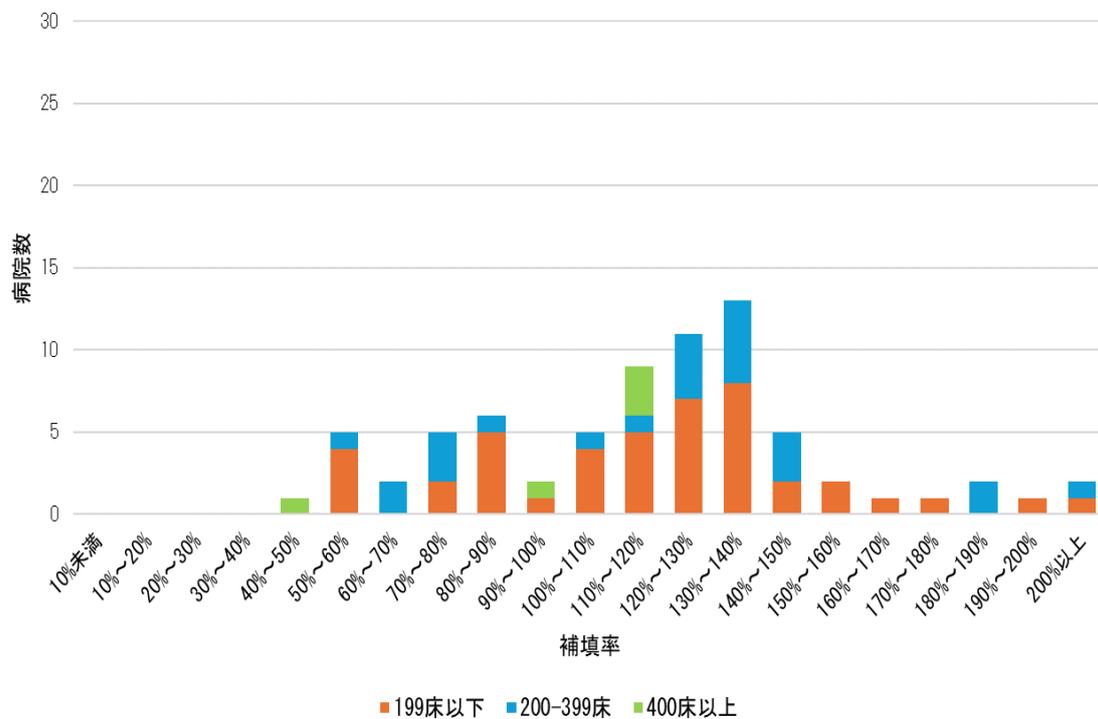
療養病床を持たない一般病院

参考資料 2



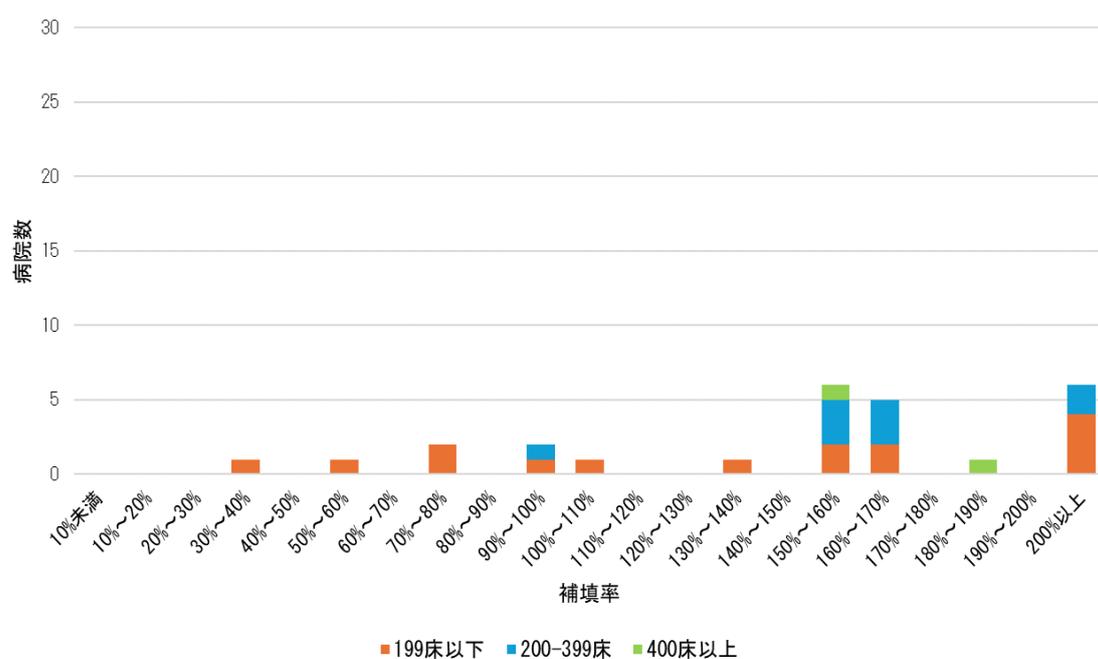
療養病床の割合が 60%未満（0%を除く）の一般病院

参考資料 3

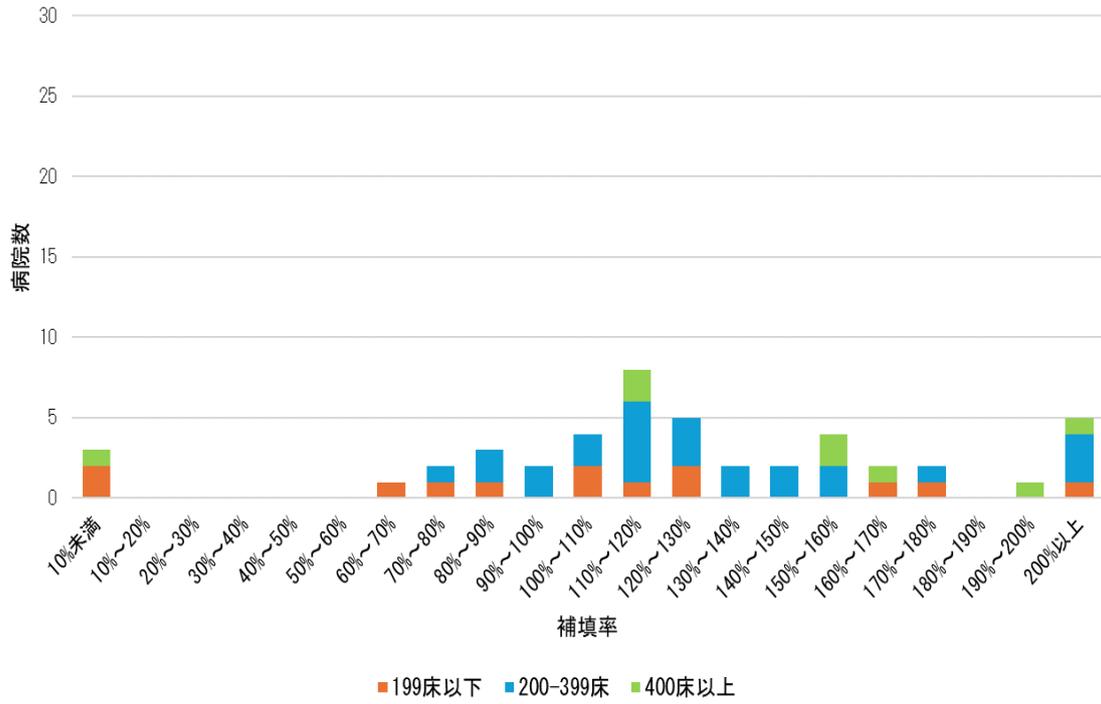


療養病床の割合が 60%以上の一般病院

参考資料 4

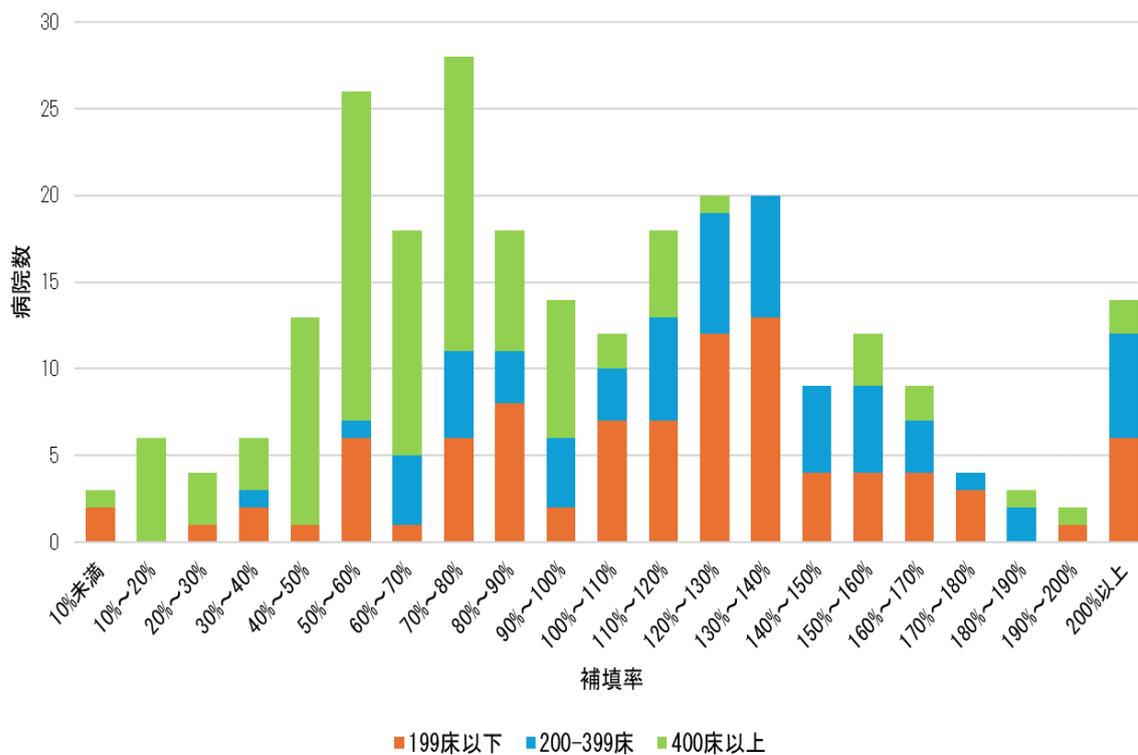


精神科病院 参考資料 5



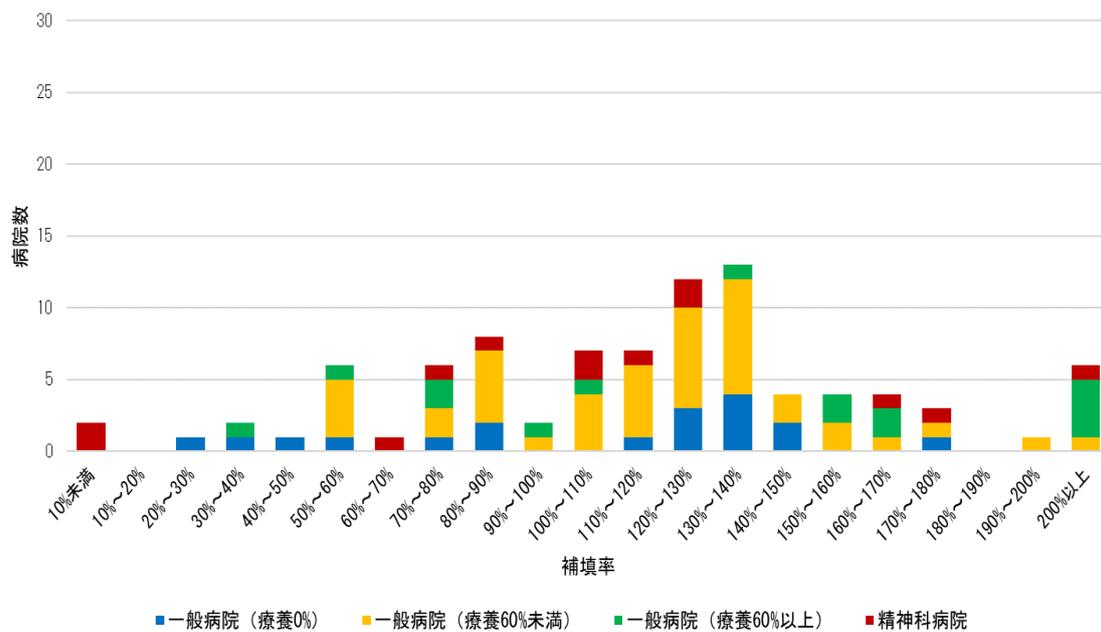
全体（病床規模別）

参考資料 6

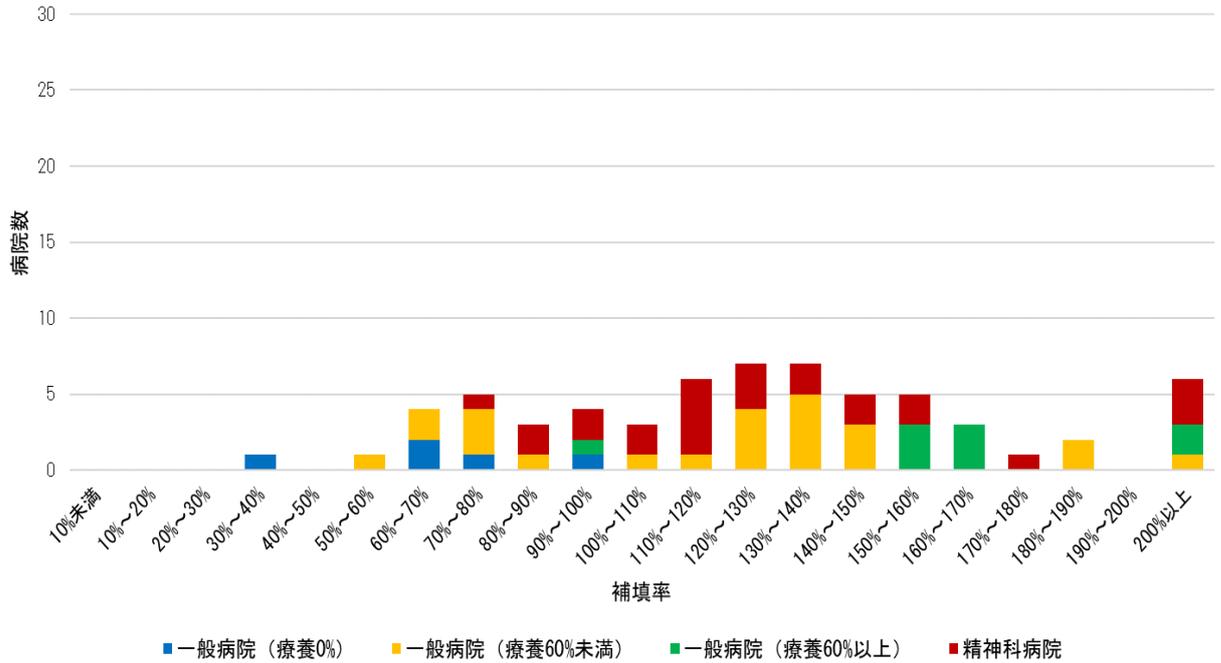


199 床以下

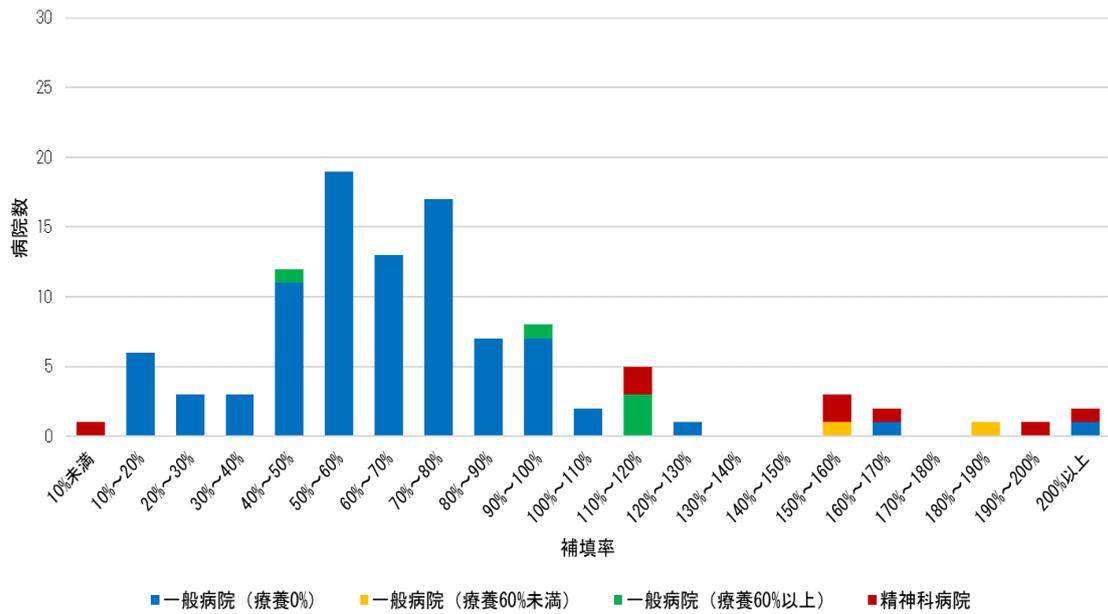
参考資料 7



200-399 床 参考資料 8



400 床以上 参考資料 9



5. 療養病床を持たない一般病院の補填状況

- ・ 抽出条件：療養病床を持たない、かつ急性期一般入院料1を算定している
400床以上の病院

- ・ 結果：n=80

補填率中央値：68.4%

医業収益中央値：20,710百万円

控除対象外消費税中央値：290百万円

診療報酬補填額中央値：180百万円

補填不足額中央値：113百万円

➤ 病床規模別6病院の内訳例

許可病床数	医業収益合計	控除対象外消費税	診療報酬補填額	補填不足額	補填率
800床以上	348.2億円	4.9億円	3.2億円	1.7億円	65.3%
800床以上	340.2億円	4.0億円	2.7億円	1.3億円	68.4%
600～799床	283.5億円	3.6億円	2.5億円	1.1億円	70.6%
600～799床	216.7億円	3.1億円	2.1億円	1.0億円	68.5%
400～599床	194.4億円	2.6億円	1.7億円	0.8億円	67.3%
400～599床	147.8億円	2.5億円	1.7億円	0.8億円	67.1%

(別紙) 集計の方法の詳細

- ・ 診療報酬による補填金額を報告していない病院を除外した。
- ・ 特定保険医療材料費は、「(うち) 特定保険医療材料費」として記載がある場合は特定保険医療材料費／材料費分を課税経費から削除。記載がない場合は、日本病院会提出資料に基づき、58%を特定保険医療材料費割合として計算した。
- ・ 設備関係費は、「(うち) 消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)」に記載がある場合は消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く) + 医療機器賃借料を課税経費とした。記載がない場合は設備関係費 - 減価償却費 - 土地賃借料を設備関係費とした。
- ・ 経費は、該当する列「(うち) 消費税課税対象費用」に記載がある場合はその金額を課税経費とした。記載がない場合は経費に記載されている金額を課税経費とした。
- ・ その他の医療介護費用は、該当する列「(うち) 消費税課税対象費用」に記載がある場合はその金額を課税経費とした。記載がない場合はその他の医療介護費用に記載されている金額を課税経費とした。
- ・ 「(うち) 控除対象外消費税等負担額」の候補対象外消費税等負担額を各費目に割り返した。
- ・ 課税経費合計は、医療材料費 (特定保険医療材料費を除く) + 給食用材料費 + 通勤手当 + 委託費 + 設備関係費 + 経費 + その他の医療介護費用 + 減価償却費とした。医薬品費や給与費、上記計算過程で課税対象外と計算されたものは除外した。
- ・ 診療報酬の消費税分補填額 (診療報酬上乘せ分) が明示されており、病院ごとに補填額総計 (A) を算出した。
- ・ 経費項目から、給食用材料費 $\times 3/108$ 及びそれ以外の課税経費 $\times 5/110$ を、消費税増税による 5%相当負担額として病院ごとに負担額総額 (B) を算出した。
- ・ A、B に基づき、病院ごとの補填率 (A/B) を算出した。

以上